

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、生産補助員として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日午後2時頃、会社内のシートシャッターを通過する際、前の人が通過した後、同シャッターが上まで上がって開いたままになっていたので通過しようとしたとき、シャッターが下りてきて、その心棒が頭部に当たり負傷した（以下「本件災害」又は「本件負傷」という。）。

請求人は、受傷当日、D病院に受診し、「頭部打撲、頸椎捻挫」と診断された。その後、E病院、F病院、G整形外科、H接骨院、I病院、J接骨院、K病院、L整形外科内科、M病院及びN接骨院で加療を続け、F病院の診断により平成〇年〇月〇日をもって、治ゆ（症状固定）とされた。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

なお、本件災害に関して、監督署長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした傷病補償年金を支給しない旨の処分について、請求人は審査請求、再審査請求に及んだが、当審査会は平成〇年〇月〇日付け裁決にてこれを棄却している。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に障害等級に該当する残存障害が認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

請求人らは、障害等級に該当する障害が残っている旨主張しているが、請求人の訴える症状について、客観的な検査所見や画像から異常を裏付ける診断は認められておらず、当該請求に理由がないことは、決定書理由第2の2の(2)に説示するとおりであり、また、その他の請求人らの主張等を子細に検討したが、前記結論を左右するに足りるものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、請求人の訴える身体障害の残存について、本件災害との相当因果関係を認めるに足りる医証等の客観的な根拠がなく、障害等級に該当する残存障害は認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。